

第四十八回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 二 号

昭和四十年二月四日(木曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

- 委員長 河本 敏夫君
- 理事 伊能繁次郎君
- 理事 永山 忠則君
- 理事 田口 誠治君
- 理事 井原 岸高君
- 理事 塚田 徹君
- 理事 野呂 恭一君
- 理事 稻村 隆一君
- 理事 角屋堅次郎君
- 理事 佐々木義武君
- 理事 八田 貞義君
- 理事 山内 広君
- 理事 岩動 道行君
- 理事 網島 正興君
- 理事 藤尾 正行君
- 理事 大出 俊君
- 理事 受田 新吉君
- 理事 高橋 等君
- 理事 椎名悦三郎君
- 理事 赤城 宗徳君
- 理事 櫻内 義雄君
- 理事 松浦周太郎君
- 理事 石田 博英君
- 理事 小山 長規君
- 理事 高橋 衛君
- 理事 増原 恵吉君
- 理事 愛知 揆一君

出席政府委員

- 総理府総務長官 白井 莊一君
- 大蔵政務次官 親治 良作君
- 委員外の出席者
- 専門員 加藤 重喜君

二月三日

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

第一類第一号 内閣委員会議録第二号 昭和四十年二月四日

閣提出第三一号

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

- 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
- 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)
- 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)
- 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)
- 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)
- 北海道開港法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)
- 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)
- 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)
- 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)
- 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)
- 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)
- 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)
- 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)
- 皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

する法律案(内閣提出第一九号)

○河本委員長 これより会議を開きます。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。櫻内通商産業大臣。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「九局」を「十局」に、「通商局」を「通商貿易振興局」に改め、同条第二項中「輸出振興部、国際經濟部及び」を「国際經濟部、貿易振興局」に改める。

第八條第一項第二号中「取極の実施」を「取決めの実施(通商経済上の経済協力に係るものを除く。）」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 輸入の増進、改善及び調整を図ること。

第八條第一項第五号を削り、同項第六号中「輸出及び輸入」を「他の内部部局の所掌に係る物資以外の物資の輸出」に改め、同号を同項第五号とし、同項第六号の二を同項第六号とし、同項第七号中「総括すること。」の下に「(貿易振興所の所掌に係ることを除く。）」を加え、同項第八号中「輸出及び」を削り、同項第九号中「通商手続」を「輸入手続」に改め、同項第十号中「通商」を「通商経済上の国際協力」に、「監督を行う」を「監督(通商経済上の経済協力に係るものを除く。）」を行なり」に改め、同項第十号の二から第十五号までを削り、同項第十六号を同項第十一号とし、同条第二項を次のように改める。

2 国際經濟部においては、前項第六号、第七号及び第十号に掲げる事務並びに同項第二号に掲げる事務のうち多数国の協定又は取決めに關することをつかさどる。

第八條第三項及び第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(貿易振興局の事務)

- 一 輸出の増進、改善及び調整に關する事務を總括すること。
- 二 通商に伴う外団爲替を管理すること。
- 三 輸出に關する税関長の指揮監督に關すること。
- 四 通商手続を監査し、及びその勵行を圖ること。(通商局の所掌に係ることを除く。)
- 五 輸出検査に關すること。
- 六 輸出保険に關すること。
- 七 輸出保険特別会計の經理を行なうこと。
- 八 デザインに關する指導及び奨励並びにその盗用の防止に關すること。
- 九 通商に關する団体の指導及び監督を行なうこと。(通商局の所掌に係ることを除く。)
- 十 条約に基づいて日本国に駐留する外國軍隊、日本国に在留する外國人等に対する物資の供給及び役務の提供に關する事務を總括すること。(防衛施設庁の所掌に係ることを除く。)
- 十一 通商経済上の経済協力に關する事務を總括すること。
- 十二 通商経済上の経済協力に關する協定又は取決めの実施に關すること。

十三 アジア経済研究所に関する事  
十四 通商産業省の所掌に係る事業に関する賠償に關すること。  
十五 前各号に掲げるもののほか、通商の振興に關すること。

2 経済協力部においては、前項第十一号から第十四号までに掲げる事務及び同項第九号に掲げる事務のうち通商経済上の経済協力に關することをつかさどる。  
第五十条第一項の表中「一、二、三二人」を「一、二、七二人」に、「一、三、二五人」を「一、四、一四人」に、「二、二、七一人」を「二、二、八五三人」に改める。

附則  
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。  
2 輸出保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
第十九条中「通商産業省通商局」を「通商産業省貿易振興局」に改める。

理由  
通商に關する事務の増大に対処し、その事務を円滑に運営するため、通商産業省の本省に貿易振興局を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○櫻内國務大臣 通商産業省設置法の一部を改正する法律案について、その趣旨及び提案の理由を御説明申し上げます。  
改正の第一点は、通商産業省の本省に貿易振興局を設置することにあります。  
当省は、激しく変動する国際経済情勢に即応した通商政策を適時適切に展開すべく、現在、通商

局において、各般にわたる輸出振興關係の事務、低開發國に対する経済協力關係の事務、近來とみに交渉の深まったガット、OECD等國際機關關係の事務、各種通商協定、貿易取りきめ等二國間交渉關係の事務、輸入自由化關係の事務などきわめて広範圍にわたる事務を鋭意遂行しつつありますが、近時その事務量の著しい増大を見るに至っております。のみならず、その多くは對外經濟交渉を伴う關係上高度の判断を要するものであるため、一人の局長をもってしてはとうていこれに對処し切れない状況になっておりますとともに、他方現在の通商局の規模は各省内部部局に例を見ないほどの膨大なものとなっており、組織面から見ても、一人の局長の内部管理能力の限界を越えて

いる実情にあります。したがって、現在の通商局を二局に分割して円滑な事務処理体制を確立することが、この際、急務であると考えられ、現下の最大の政策課題である輸出の振興とこれに密接に關連する経済協力とを一体として強力に推進するものとして、貿易振興局を新設したいと考える次第であります。

なお、貿易振興局の設置に際しましては、機構の膨張抑制の見地から、現在の通商局の輸出振興部はこれを廢止することといたしております。  
改正の第二点は、定員百三十九名の増加であります。

定員につきましては、その新規増加は概にこれを抑制するの方針で臨んでおりますことは申すまでもありませんが、今回の定員改正は、特許庁の審査審判事務の促進、試験研究所の機能の充実等、まことにやむを得ない事項について最小限度の増員を行なうとするものであります。  
以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。改正点はいずれも焦眉の急となつて

いる事項でありますので、何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いいたします。

○河本委員長 外務省設置法の一部を改正する法律案、及び在外公館の名稱及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

外務省設置法の一部を改正する法律案  
外務省設置法の一部を改正する法律案  
外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。  
第五條第一項中「九局」を「十局」に、「アメリカ

北米局」を「北米局・移住局」に改め、「移住局」を削る。  
中近東アフリカ局」に改め、「移住局」を削る。  
第九條(見出しを含む)中「アメリカ局」を「北米局」に、「アメリカ諸國」を「北米諸國」に改める。  
第九條の二第一項中、「中近東、アフリカ」を削り、同條第二項を削り、同條を第九條の三とし、同條の次に次の一條を加える。  
(中近東アフリカ局の事務)

第九條の四 中近東アフリカ局においては、次の事務をつかさどる。  
一 中近東及びアフリカの諸國に關する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に關すること。  
二 中近東及びアフリカの諸國に關する政務の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に關すること。  
三 中近東及びアフリカの諸國における邦人の生命、身体及び財産の保護に關すること。

第九條の二 中南米・移住局においては、次の事務をつかさどる。  
一 中南米諸國に關する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に關すること。  
二 中南米諸國に關する政務の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に關すること。  
三 中南米諸國における邦人の生命、身体及び財産の保護に關すること。

(中南米・移住局の事務)  
第九條の二 中南米・移住局においては、次の事務をつかさどる。  
一 中南米諸國に關する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に關すること。  
二 中南米諸國に關する政務の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に關すること。

三 中南米諸國における邦人の生命、身体及び財産の保護に關すること。  
四 海外移住に關する事務処理のための企画立案に關すること。  
五 海外移住に關しあつせん、保護、促進その他必要な措置をとること。  
六 海外移住に關する關係行政機關の事務の連絡調整に關すること。  
七 海外移住事業団を監督すること。  
八 旅券の發給その他海外渡航に關し必要な措置をとること。  
九 査証に關すること。  
第十三條の二を削る。  
第三十條の表中「八三人」を「八五人」に、「二、四六〇人」を「二、五二三三人」に、「二、五四三人」を「二、六〇八人」に改める。

附則  
この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

理由  
外務省の所掌事務の合理化を図るため、中南米・移住局及び中近東アフリカ局を設置し、移住局を廢止するほか、外務省の職員定員を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由  
外務省の所掌事務の合理化を図るため、中南米・移住局及び中近東アフリカ局を設置し、移住局を廢止するほか、外務省の職員定員を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

(在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正)

第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

表中「在タンガニイカ日本国大使館」	タンガニイカ	ダレサラム	」を
在タンザニア日本国大使館	タンザニア	ダレサラム	」に、
在ケニア日本国大使館	ケニア	ナイロビ	」を
在ケニア日本国大使館	ケニア	ナイロビ	」を
在コスタ・リカ日本国大使館	ケニア	ナイロビ	」を
在マルタ日本国大使館	コスタ・リカ	サン・ホセ	に改め、
在マラウイ日本国大使館	マルタ	ヴァレッタ	」を
在ザンビア日本国大使館	マラウイ	ズンバ	」を
在ザンビア日本国大使館	ザンビア	ルサカ	」を
在コスタ・リカ日本国公使館	コスタ・リカ	サン・ホセ	」を
在メルボルン日本国総領事館	オーストラリア	メルボルン	」を
在メルボルン日本国総領事館	オーストラリア	メルボルン	」を
在トロント日本国総領事館	カナダ	トロント	」を
在トロント日本国総領事館	カナダ	トロント	」を
在ヒューストン日本国総領事館	アメリカ合衆国	ヒューストン	」を
在ヒューストン日本国総領事館	アメリカ合衆国	ヒューストン	」を
在マドラス日本国総領事館	インド	マドラス	」を
在マドラス日本国総領事館	インド	マドラス	」を
在ラス・パルマス日本国総領事館	スペイン	ラス・パルマス	」を
在ラス・パルマス日本国総領事館	スペイン	ラス・パルマス	」を
在トロント日本国領事館	カナダ	トロント	」及び
在トロント日本国領事館	カナダ	トロント	」及び
在ヒューストン日本国領事館	アメリカ合衆国	ヒューストン	」を削り、
在ヒューストン日本国領事館	アメリカ合衆国	ヒューストン	」を削り、
在イスタンブル日本国領事館	トルコ	イスタンブル	」を
在イスタンブル日本国領事館	トルコ	イスタンブル	」を
在イスタンブル日本国領事館	トルコ	イスタンブル	」を
在イスタンブル日本国領事館	トルコ	イスタンブル	」を
在オーストラリア日本国領事館	オーストラリア	ブリスベン	」を
在オーストラリア日本国領事館	オーストラリア	ブリスベン	」を

(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

別表大使館の項中「タンガニイカ」を「タンザニア」に、「ケニア」

九、九八八	八、三三六	六、九八四	六、一四四	五、五八八	五、〇八八	四、六五六	四、三三六	三、八八六	三、三三四
ケニア	一五、〇〇〇	一三、三〇〇	一一、六八八	九、九八八	八、三三六	六、九八四	五、五八八	四、三三六	三、三三四
コスタ・リカ	一三、八〇〇	一二、五三〇	一一、六九二	九、九八八	八、三三六	六、九八四	五、五八八	四、三三六	三、三三四
マルタ	一三、八〇〇	一二、五三〇	一一、六九二	九、九八八	八、三三六	六、九八四	五、五八八	四、三三六	三、三三四
マラウイ	一五、〇〇〇	一三、三〇〇	一一、六八八	九、九八八	八、三三六	六、九八四	五、五八八	四、三三六	三、三三四
ザンビア	一五、〇〇〇	一三、三〇〇	一一、六八八	九、九八八	八、三三六	六、九八四	五、五八八	四、三三六	三、三三四

め、同表公使館の項中「コスタ・リカ」

五、六四〇	五、〇五三	四、六六八	四、二七三	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八	二、七二〇	二、三三六	一、九五二
メルボルン	一一、三七六	九、五五三	七、七四〇	六、五五三	五、七〇五	四、九八四	四、三三六	三、七三三	三、一四〇
メルボ	一一、三七六	九、五五三	七、七四〇	六、五五三	五、七〇五	四、九八四	四、三三六	三、七三三	三、一四〇
トルン	一一、三七六	九、五五三	七、七四〇	六、五五三	五、七〇五	四、九八四	四、三三六	三、七三三	三、一四〇
ヒュース	一一、三七六	九、五五三	七、七四〇	六、五五三	五、七〇五	四、九八四	四、三三六	三、七三三	三、一四〇
ストン	一一、三七六	九、五五三	七、七四〇	六、五五三	五、七〇五	四、九八四	四、三三六	三、七三三	三、一四〇
マドラ	一一、三七六	九、五五三	七、七四〇	六、五五三	五、七〇五	四、九八四	四、三三六	三、七三三	三、一四〇
ス	一一、三七六	九、五五三	七、七四〇	六、五五三	五、七〇五	四、九八四	四、三三六	三、七三三	三、一四〇
ラス・パ	一一、三七六	九、五五三	七、七四〇	六、五五三	五、七〇五	四、九八四	四、三三六	三、七三三	三、一四〇
ルマス	一一、三七六	九、五五三	七、七四〇	六、五五三	五、七〇五	四、九八四	四、三三六	三、七三三	三、一四〇

改め、同表領事館の項中	トロント	一一、五五六	九、八二八	八、一〇〇
六、八八五	六、〇四四	五、四〇〇	四、九〇〇	四、五三三
ヒュース	一一、二八四	九、〇〇六	七、八五三	七、〇〇五
トルン	一一、二八四	九、〇〇六	七、八五三	七、〇〇五
ヒュース	一一、二八四	九、〇〇六	七、八五三	七、〇〇五
ストン	一一、二八四	九、〇〇六	七、八五三	七、〇〇五
マドラ	一一、二八四	九、〇〇六	七、八五三	七、〇〇五
ス	一一、二八四	九、〇〇六	七、八五三	七、〇〇五
ラス・パ	一一、二八四	九、〇〇六	七、八五三	七、〇〇五
ルマス	一一、二八四	九、〇〇六	七、八五三	七、〇〇五

イスタン	一一、四六〇	九、六八四	七、九八八	六、八八五	六、〇〇五	五、二八四	四、六八三	四、〇八二	三、四八一
ブル	一一、四六〇	九、六八四	七、九八八	六、八八五	六、〇〇五	五、二八四	四、六八三	四、〇八二	三、四八一
イスタン	一一、四六〇	九、六八四	七、九八八	六、八八五	六、〇〇五	五、二八四	四、六八三	四、〇八二	三、四八一
ブル	一一、四六〇	九、六八四	七、九八八	六、八八五	六、〇〇五	五、二八四	四、六八三	四、〇八二	三、四八一
イスタン	一一、四六〇	九、六八四	七、九八八	六、八八五	六、〇〇五	五、二八四	四、六八三	四、〇八二	三、四八一
ブル	一一、四六〇	九、六八四	七、九八八	六、八八五	六、〇〇五	五、二八四	四、六八三	四、〇八二	三、四八一
イスタン	一一、四六〇	九、六八四	七、九八八	六、八八五	六、〇〇五	五、二八四	四、六八三	四、〇八二	三、四八一
ブル	一一、四六〇	九、六八四	七、九八八	六、八八五	六、〇〇五	五、二八四	四、六八三	四、〇八二	三、四八一

附則

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、在タンガニイカ大使館に関する部分は、公布の日から施行する。

理由

在外公館を新設し、及び昇格させるとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○河本委員長 趣旨の説明を聴取いたします。権名外務大臣。

○権名外務大臣 ただいま議題となりました外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

今回の改正は、

一 アメリカ局の所掌事務のうち中南米地域に關する部分と移住局の所掌事務とをあわせて中南米・移住局を設置し、アメリカ局を北米局と改め、移住局を廃止すること。

二 歐亜局の中近東アフリカ部を局に昇格し、その所掌事務を定めるとともに、歐亜局の所掌事務に所要の改正を行なうこと。

三 外務省の職員を改正すること。

四 本法は、昭和四十年四月一日から施行すること。

を規定いたしております。

中南米、移住局につきましては、御承知のとおり中南米には、二十二カ国の独立国があります。これら諸国は、人種、言語、宗教、文化の面におきましては、いずれも共通の要素を有しており、また、国際政治、経済の面では、ラテンアメリカ・グループとして結束しておるのであります。

特に中南米地域と密接な関係を有する移住局の所掌事務をこれにあわせまして、中南米、移住局を設置することとした。なお、これに關連いたしました、従来のアメリカ局を北米局と局名を変更いたします。

中近東アフリカ部の局への昇格につきましては、中近東アフリカ地域におきましては、現在独立国四十七カ国の多きに達しておりますが、これら諸国は、政治的、経済的、宗教的、文化的にヨーロッパ地域とは著しく異なるのみならず、民族意識がきわめて強く、国際政治面でも一体として行動することが多くなっております。最近これら諸国とわが国との貿易量は、増加の一途をたどっており、今後政治、経済協力、文化協力等の面での關係もますます緊密化することが予想されます。

以上の観点からこれら地域に対し一貫した政策を強力、かつ、有効に実施するため、従来歐亜局の一部であった中近東アフリカ部を局に昇格し、中近東アフリカ局とするものであります。

外務省職員の定員につきましては、在外公館の新設、既設公館の増強のため、特別職二人、一般職六十三人、計六十五人の増員をいたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。次に、在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

公使館より大使館へ昇格する公館は、現在パナマ大使館が兼轄いたしております。コスタ・リカ公使館でありまして、コスタ・リカの中米共同市場における重要な地位にかんがみ、わが国との貿易關係を一層改善伸長し、かつまた同国との友好關係を強化するため、同公使館を大使館としての大使館に昇格するものであります。

總領事館の新設につきましては、インドのマドラス、スペイン領カナリア諸島のラス・パルマスに実領を新設することとしたしております。マドラスはボンベイ、カルカタとともにインドの工業中心地であり、またわが国との貿易、経済協力關係において最近とみに緊密度を増しております。南部インドの中心地でもあります。

また、ラス・パルマスは、東部大西洋における漁業の基地として重要な地位にあり、わが国からも大手各水産会社をはじめ中小水産会社を合わせて五十五社が同地を基地として利用しており、昨年五月末現在操業漁船約百六十隻、乗組員約七千人の多きに達しております。よって、これら乗り組み員の保護、現地官憲との交渉、連絡、漁船の船舶安全法上の検査等の領事事務を行なうため、ここに總領事館を新設するものであります。

なお、トロント及びヒューストンの各領事館につきましては、それぞれわが国との關係の緊密化に伴い今後領事事務の一その強化をはかるため、總領事館に昇格させることとしたしております。

領事館の新設一館につきましては、豪州のプリズベンに実領を設置することとしたしております。プリズベンには、クインズランド州の首都として豪州経済の中でも重要な地位を占めており、わが国との貿易關係におきましても食糧、原材料、鉱物資源の供給地として、また、わが国からの経済開発、企業提携等に伴う資本財の輸出先として、また、昨年タンガニカがザンジバルと合邦してタンザニアと國名を変更いたしましたので、これに伴いまして所要の改正を加えることとしたしております。

建設省設置法の一部を改正する法律案  
建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十四号中「海岸堤防」を「海岸」に、「助成」を「助成及び監督」に改める。  
第四条第三項中「第一号の三まで、第十七号から第十八号の三まで、」を「第一号の三までに規定する事務、同条第五号の五に規定する事務のうち新市街地の造成を目的とする土地区画整理事業(幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画として決定されたものの用に供する土地の造成を主たる目的とするものを除く。以下次条第二項において同じ。)の実施、指導、助成及び監督に關するもの、前条第五号の十及び第五号の十一に規定する事務(都市局の所掌に屬するものを除く。以下次条第二項において同じ。)、前条第五号の十二及び第五号の十三に規定する事務(都市局の所掌に屬するものを除く。以下次条第二項において同じ。)、前条第二十二号の六に規定する事務、同条第二十三号の二に規定する事務のうち住宅金融公庫法第十七条第四項及び第八項に規定する住宅金融公庫の業務の監督に關するもの、前条

ております。なお、本法案第二条におきましては、以上の在外公館の新設及び昇格に伴い、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を定めております。

第二十三号の五に規定する事務のうち日本住宅公団の業務で宅地の造成、管理及び処分、土地区画整理事業、水面埋立事業、新住宅市街地開発事業並びに首都圏市街地開発区域整備法及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關する法律による工業団地造成事業に係るものに關するもの、同条」に改める。

4 第四条第四項を次のように改める。

都市局においては、前条第五号から第五号の四までに規定する事務、同条第五号の五に規定する事務(計画局の所掌に属するものを除く)、同条第五号の六から第五号の九までに規定する事務、同条第五号の十及び第五号の十一に規定する事務のうち工業団地造成事業に係る都市計画及び都市計画事業の決定に關するもの、同条第六号から第七号までに規定する事務、同条第二十号に規定する事務のうち建築基準法による地域、地区及び街区の指定に關するもの並びに同条第二十二号の五に規定する事務のうち新住宅市街地開発事業に係る都市計画及び都市計画事業の決定に關するものをつかさどる。

7 住宅局においては、前条第十九号に規定する事務、同条第二十号に規定する事務(都市局の所掌に属するものを除く)、同条第二十一号から第二十二号の二まで、第二十二号の四及び第二十三号に規定する事務、同条第二十三号の二に規定する事務(計画局の所掌に属するものを除く)、同条第二十三号の三及び第二十三号の四に規定する事務、同条第二十三号の五に規定する事務(計画局の所掌に属するものを除く)並びに同条第二十四号に規定する事務をつかさどる。

第四条の二第二項を次のように改める。  
計画局に宅地部を、河川局に砂防部を置く。

第四条の二第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 宅地部においては、第三条第五号の五に規定する事務のうち新市街地の造成を目的とする土

地区画整理事業の実施、指導、助成及び監督に關するもの、同条第五号の十及び第五号の十一に規定する事務、同条第十八号から第十八号の四まで及び第二十二号の三に規定する事務、同条第二十二号の五に規定する事務、同条第二十三号の二に規定する事務のうち住宅金融公庫法第十七条第四項及び第八項に規定する住宅金融公庫の業務の監督に關するもの並びに第三条第二十三号の五に規定する事務のうち日本住宅公団の業務で宅地の造成、管理及び処分、土地区画整理事業、水面埋立事業、新住宅市街地開発事業並びに首都圏市街地開発区域整備法及び近畿圏の近

郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關する法律による工業団地造成事業に係るものに關するものをつかさどる。  
第五条の三第一項中「に關するもの」並びに日本住宅公団の業務で土地区画整理事業及び水面埋立事業以外の事業に係るものに關するもの」及び業務に關するもの(計画局の所掌に属するものを除く)に改める。  
第六条中「建設研究所」を「建設大学校」に改める。  
第九条の二(見出しを含む)中「建設研究所」を「建設大学校」に改め、同条第一項中「第一号の二」を「第一号の三」に改める。

第十条第一項の表中

中央建築士審議会	建設大臣の諮問に應じて一級建築士及び二級建築士に關する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議し、その他建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)に基く権限を行使すること。
一級建築士試験委員	一級建築士試験に關する事務をつかさどること。
建築審議会	建設大臣の諮問に應じて建築及び建築士に關する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議すること。
中央建築士審査会	一級建築士試験に關する事務をつかさどり、その他建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)に基く権限を行使すること。

第十二条各号を次のように改める。

- 一 国土計画及び地方計画に關する調査及び立案のための業務に關すること。
- 二 建設業者の登録に關すること。
- 三 建設業の発達及び改善の助長並びに建設業者の監督に關すること。
- 四 宅地建物取引業者の免許及び監督に關すること。
- 五 不動産鑑定士試験並びに特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験の実施に關する事務並びに不動産鑑定士、不動産鑑定士補及び不動産鑑定業者の登録及び監督に關すること。
- 六 都市計画及び都市計画事業の決定の案の作成その他当該決定に關する事務に關すること。
- 七 都市計画事業その他都市施設に關する事業の実施、助成及び監督に關すること(助成に關する事務には、補助金等の配分に關する事務を含む。以下次号、第九号及び第十二号から第十八号まで並びに第十三条第四項に規定する助成に關する事務について同じ)。
- 八 土地区画整理事業の実施、助成及び監督に關すること。

九 河川、水流及び水面の利用、改良、維持、修繕その他の管理の実施、助成及び監督に關すること。

十 砂防工事その他の砂防に關する管理の実施に關すること。

十一 地すべり防止工事その他の地すべりの防止及びばた山の崩壊防止に關する管理の実施に關すること。

十二 海岸保全施設に關する工事その他の海岸の保全に關する管理の実施、助成及び監督に關すること。

十三 洪水予報及び水防警報の実施並びに水防に關する助成及び監督に關すること。

十四 道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理の実施、助成及び監督に關すること。

十五 河川、道路、砂防設備及び海岸の災害復旧事業の実施、助成及び監督に關すること。

十六 公営住宅及び共同施設の建設、補修、管理及び処分の助成及び監督に關すること。

十七 住宅地区改良事業並びに改良住宅の管理及び処分の助成及び監督に關すること。

十八 防災建築街区造成事業の助成及び監督に關すること。

十九 防災建築街区造成組合に關すること。

二十 市町村の区域ごとの公営住宅建設三箇年計画に關すること。

二十一 建築主事の資格検定及び一級建築士試験の実施に關する事務に關すること。

二十二 一級建築士の免許に關すること。  
二十三 国費の支弁に關する建築物の管轄及びその附帯施設の建設に關すること。  
二十四 関係国家机关に対して官公庁施設の建設等に關する法律の施行に關して必要な報告又は資料の提出を求めると並びに国家机关の建築物及びその附帯施設の保全に關する実地についての指導に關すること。  
二十五 水資源開発公団法第二十四条の規定による特定施設の操作に關する指揮に關すること。

二十六 道路整備特別措置法に基づく工事の検査に関する事。

二十七 建設工事用機械の貸付けに関する事。

二十八 道路の交通量の調査その他所管行政の実施のために必要な調査に関する事。

二十九 所管行政に関する監察事務に関する事。

三十 公共団体等の委託に基づき、建設工事、建設工事の設計及び建設工事の工事管理並びに建設工事用機械の修理及び運転を行なうこと。

三十一 前号に掲げるもののほか、委託に基づき、建設省の所管に係る建設工事の施行に伴い必要を生じた工事及び建設省の所管又は助成に係る建設工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事を行なうこと。

三十二 委託に基づき、他の事務に支障のない範囲内で、建設省の行ない營繕工事に使用する建築資材について特別な試験を行なうこと。

第十三条第二項を次のように改める。

2 北陸地方建設局及び四国地方建設局においては、前条の規定にかかわらず、同条第二十三号、第二十四号及び第三十二号に掲げる事務並びに同条第三十号及び第三十一号に掲げる事務のうち營繕工事に係る事務は、分掌しないものとする。

第十三条第三項中「第一号の三及び第二号の三に掲げる事務並びに同条第二号及び第二号の二に掲げる事務」を「第二十三号、第二十四号及び第三十二号に掲げる事務並びに同条第三十号及び第三十一号に掲げる事務」に改め、同条第四項中「において工事を実施させる」を「における工事、維持その他の管理並びに助成及び監督に関する事務を行なわせる」に改める。

第十四条第一項中「左の五部及び一室」を「次の六部」に、「河川部」を「計画部」に改め、「企画室」

を削り、同項ただし書を次のように改める。ただし、北陸地方建設局及び四国地方建設局には用地部及び營繕部を、中国地方建設局には用地部を置かない。

第十九条中「三万五千七百二十人」を「三万五千七百九十九人」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 公共用地審議会は、第十条第一項に規定する事項のほか、昭和四十一年三月三十一日までの間に限り、建設大臣の諮問に応じて公共用地の取得に伴う公共補償の基準に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べることが出来る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十四条までの改正規定は公布の日から起算して一月をこえない範囲内で改令で定める日から、第四条、第四條の二、第五條の三及び第十條の改正規定並びに次項の規定は昭和四十年七月一日から、第十九條の改正規定は昭和四十年十月一日から施行する。

2 建築士法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 建築士審議会及び試験委員」を「第六章 建築士審議会」に改める。

第十条第三項中「中央建築士審議会又は都道府県建築士審議会」を「中央建築士審査会又は都道府県建築士審査会」に改める。

第二十五条中「中央建築士審議会」を「中央建築士審査会」に改める。

「第六章 建築士審議会及び試験委員」を「第六章 建築士審査会」に改める。

第二十八条及び第二十九条を次のように改める。

第二十八条 一級建築士試験又は二級建築士試験に関する事務をつかさどらせるとともに、この法律によりその権限に属せられた事項を処理させるため、建設省に中央建築士審査会を、都道府県に都道府県建築士審査会を置く。

(建築士審査会の組織)  
第二十九条 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、それぞれ委員十人以上をもつて組織する。

2 一級建築士試験又は二級建築士試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会にそれぞれ試験委員を置く。

3 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審査会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することが出来る。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

第三十一条第一項中「中央建築士審議会及び都道府県建築士審議会」を「中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十三条中「一級建築士試験委員、二級建築士試験委員」を「委員、試験委員」に改める。

第三十四条中「中央建築士審議会、都道府県建築士審議会、一級建築士試験委員及び二級建築士試験委員」を「中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会」に改める。

理由

宅地に関する行政の総合的かつ効率的な推進を図るため、計画局に宅地部を置くとともに、地域の特性に応じた総合的な建設行政の実施を促進し、かつ、建設省の所管行政の合理的運営を図るため、地方建設局の分掌事務の範囲を拡大し、その他建設研究所を建設大学校に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小山國務大臣 たいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。近年の経済成長に伴い、産業の基盤となる各種の公共施設の整備あるいは住宅及び生活環境施設の充実に対する要請は、ますます大きくなりつつあります。また、経済成長と均衡のとれた社会開発を推進するため、宅地問題の解決が急務となつてまいりました。このような事態に対処するため、建設省といたしましては、行政組織等の面においても、これに即応する体制の整備、特に宅地対策のための機構の整備、及び本省、地方建設局間の事務執行体制の再編成が必要とされるに至っております。

このような見地から、このたびこの法律案を提出することとしたのであります。その要旨は、まず第一に、計画局に宅地部を設置し、これに宅地に関する行政を統一的に所掌させることといたしてあります。現在、宅地制度、宅地の造成、新市街地の開発等宅地に関する事務は、計画局、都市局、住宅局の三局に分散してありますが、近年における宅地需給の不均衡が国民の住生活を圧迫し、健全な市街地形成の障害となっている現状にかんがみ、宅地に関する事務を宅地部に一元化し、宅地政策を強力に推進しようとするものであります。第二、本省の所掌する実施事務を大幅に地方建設局に委譲することといたしてあります。現在本省は、その本来の機能に属する企画、統制に関する事務のほか、多量の実施事務をも処理しており、地方建設局は主として河川、道路等の直轄事業を実施しているに過ぎませんが、本省の所掌する実施事務はできるかぎり下部機構に委譲するといふ基本方針のもとに、今後は、都市計画、住宅関係をも含めた一般行政事務及び補助金関係事務にわたつて実施事務の大半を地方建設局に行なわせることとし、所管行政の運営の合理化をはかるとともに、あわせて地域の特性に応じた総合的な建設行政の実施を促進し、広域行政の推

進に資する考でありませぬ。

第三に、中部地方における直轄事業の事業量の増大に対処して、中部地方建設局に用地部を設けることといたしてあります。

第四に、建設研修所を建設大学校に改めることといたしてあります。

建設研修所は、近年その組織、施設、教育内容等の飛躍的な充實を見ましたので、このたびこれを建設大学校に改称し、国、地方公共団体等を通じて、建設関係職員養成訓練を一段と積極的に推進してまいりたいと考えてあります。

第五に、建築及び建築士に関する重要事項を調査審議させるため、建築審議会を設けることといたしてあります。

最近における建築技術、建築生産等の日ざましい進歩に対処して、建築に関する基本的施策の確立に資するため、新たに建築一般及び建築士に関する重要事項の審議機関として建築審議会を設け、これに伴い本省の付属機関である現行の中央建築士審議会及び一級建築士試験委員を改組して中央建築士審査会に統合し、建築行政の強化をはかりたい考であります。

第六に、公共用地の円滑かつ適正な取得を促進するため、昭和四十一年三月三十一日までの間、公共用地審議会に公共補償の基準に関する重要事項を調査審議させることといたしてあります。

最後に、建設業の海外進出の促進等に資するため建設関係在外公館駐在員を一名増加することに伴い、建設省の定員一名を外務省に移しかえることといたしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○河本委員長 労働省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。

石田労働大臣。

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第三款の二 職業安定事務所(第十七条の三)」を削る。

第五條第二項中「労災補償部」を「労災防止対策部、労災補償部」に改める。

第八條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「及び第六号の二に掲げる事務(労働災害防止規程に係るものを除く。)」を「に掲げる事務、同項第六号の二に掲げる事務のうち労働福祉事業団の監督に関するもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 労働防止対策部は、前項第二号及び第三号に掲げる事務、同項第六号の二に掲げる事務のうち中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会の監督に関するもの、同項第六号の三及び第十号に掲げる事務並びに同項第十一号に掲げる事務のうちじん肺法及び労働災害防止団体等に関する法律の施行に関するものをつかさどる。

第十四條中「職業安定事務所」を削る。

第二十二條の表中「二四、七八六八」を「二五、〇九六八」に、「二五、〇〇三三」を「二五、三三三三」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、職業安定事務所に係る改正規定は、昭和四十一年三月一日から施行する。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

2 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一條中「職業安定事務所」を削る。

3 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第一百六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項及び第二項中「職業安定事務所」を削る。

理由

労働災害の防止対策に関する事務の円滑な遂行を期するため労働省労働基準局に労災防止対策部を設置するとともに、広域職業紹介に関する業務体制の整備等に伴い職業安定事務所を廃止し、及び労働省本省の職員を改める必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

○石田労働大臣 たいま議題となりました労働省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

まず、労働基準局に労働防止対策部を設置することについて申し上げます。

労働災害の防止につきましては、従来から、労働行政の最重要の一つとして鋭意努力を重ねてきたところでありますが、労働災害の発生率は逐年減少を示しつつあるとはいえ、経済規模の拡大等の事情もあり、その発生件数はなお顕著な減少を示すには至っておりません。特に、新技術の導入、新原材料の採用等の急速な進展に伴って、新しい種類の労働災害があらわれつつあり、その中には、一たん発生すると予想外に大規模化するおそれのあるものも少なくありません。

政府といたしましては、人命尊重の観点からこれらの労働災害の防止をはかるため、産業社会の進展に即応した労働災害防止計画を構立の上、これを軸として、労働災害防止に関する諸施策を円滑かつ強力に進めてまいりたいと考えておりますが、その実効を期するためには、行政体制を一段と整備し、これらの諸施策を一元的、総合的に推進することがぜひとも必要であると考え、労働基準局に労働防止対策部を設置しようとするものであります。

次に、職業安定事務所を廃止することについて申し上げます。

北九州職業安定事務所は、同地域の炭鉱離職者

に対する広域職業紹介等を円滑に行なうため、昭和三十七年四月一日に設置されたのであります。その後、広域職業紹介につきましては、本省の労働市場センターを中心として機械装置により全国の公共職業安定所を連絡する強力な業務体制が整備されることとなりました。この整備等の事情に伴い、同事務所を廃止しようとするものであります。

最後に、労働省本省の職員を三百十人増加することについて申し上げます。

この改正は、労働災害防止対策その他の労働基準監督関係業務、労働市場センター関係業務、労働者災害補償保険事業及び失業保険事業の関係業務等を積極的に推進するために必要な職員三百十人を増加することとしております。

この結果、労働省本省の定員は二万五千九百六十八人となり、外局の定員二百七十七人を加えて、労働省の職員は合計二万五千三百三十三人となります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由とその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますようお願い申し上げます。

○河本委員長 北海道開発法の一部を改正する法律案を議題といたします。

北海道開発法の一部を改正する法律案

北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八條中「一万一千七百六十八人」を「一万一千八百四十八人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

第一類第一号 内閣委員会議録第二号 昭和四十年二月四日

理由

北海道開発局の所掌事務を遂行するため、その定員を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○河本委員長 趣旨の説明を聴取いたします。増原国務大臣。

○増原国務大臣 たいだいま議題になりました北海道開発法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

昭和四十年度は、第二期北海道総合開発計画の第三年目にあたり、この計画達成を強力に推進するため、北海道開発局の実施する事業は相当増大する見込みであります。加えて同局は、来年度から一級河川の管理事務を新たに行なうこととなっております。

これら事務を円滑に処理するため、北海道開発庁の定員の増加について改正を行なうものであります。

北海道開発法第十八条で規定しております現行の定員は、一万一千七百六十八人であり、これに新規増員八十人を加えて一万一千八百四十八人とするものであります。

以上が、この法律案の理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○河本委員長 大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。

○河本委員長 大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項を削り、同条第三項中「銀行局」の下に「保険部及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十一條第二項を削る。

第十二條第二項中「前項を第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保険部においては、前項第一号の事務のうち生命保険業及び損害保険業に係るもの並びに同項第八号の事務(検査部の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

第二十五條第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十九條第一項の表中「一六、二五九人」を「一六、三六四人」に、「五〇、九五一人」を「五一、一五一人」に、「六七、二一〇人」を「六七、五一五人」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第五條中「一六、二五九人」を「一六、三六四人」に、「一六、二五四人」を「一六、三五九人」に、「六七、二一〇人」を「六七、五一五人」に、「六七、二〇五人」を「六七、五一〇人」に改める。

最近における保険事業の発展及び保険行政の複雑化に対処するため銀行局に保険部を設置するとともに、国有財産局の臨時費金属処理部を廃止する等大蔵省の機構について所要の整備を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

○河本委員長 たいだいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、大蔵省の国有財産局に置かれていた臨時費金属処理部を廃止すること、銀行局に保険部を設けること、長崎税関に鑑査部を設けること及び定員の規定を改正すること等の諸点について所要の改正を行なうとするものであります。

まず第一に、国有財産局の臨時費金属処理部を廃止することであり、臨時費金属処理部は、接取貴金属等の処理に関する法律により、昭和三十四年に設置され、接取貴金属等の認定、返還等の事務を行なってきたが、その後、事務処理は順調に進んでおりましたが、この際、臨時費金属処理部を廃止しようとするものであります。

なお、接取貴金属等に関する事務については引き続き国有財産局において処理することといたしております。

第二は、銀行局に保険部を設けることであり、最近における保険事業の発展は目ざましいものがあり、これに伴い、保険行政も一段と複雑化してきておりますので、このような事態に対処するため、保険行政機構の一そのの整備、充実をはかる必要があり、

第三は、長崎税関に鑑査部を設けることであり、現在、税関の機構は、長崎税関を除き、総務部、監視部、業務部、鑑査部の四部制をとっております。長崎税関においては鑑査の事務を業務部において行なっておりますが、鑑査事務の重要性にかんがみ、責任体制の明確化、関税行政の充実強化をはかるため、長崎税関に鑑査部を設置しようとするものであります。

最後に、定員に関する規定であります。税関の事務量の増加に伴う第一線税関職員の増員百四十人、国税事務の円滑な執行をはかるための国税職員増員二百人、造幣局一人、合計三百五十人を増員しようとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○河本委員長 法務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條の十七の表中「四五、六九七人」を「四五、七九五人」に、「四七、七二二人」を「四七、八二〇人」に改める。

別表三旭川地方法務局の項中「中富良野村」を「中富良野町」に、「山部村」を「山部町」に改める。

別表五中 鈴蘭台学園 神戸市 を 播磨少年院 加古川市 に、盛岡少年院 盛岡市

盛岡少年院 盛岡市 を 青森少年院 青森県東津軽郡平内町

紫明女子学院 歌志内市 を 紫明女子学院 帯広市 に改める。

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、別表三の改正規定は公布の日から、別表五の改正規定は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

法務省における定員規模の適正化を図るため法務省の職員の定員に改め、所在地の状況等にかんがみ鈴蘭台学園の名称及び位置を改め、矯正行政を有効適切ならしめるため青森県東津軽郡平内町

理由

法務省における定員規模の適正化を図るため法務省の職員の定員に改め、所在地の状況等にかんがみ鈴蘭台学園の名称及び位置を改め、矯正行政を有効適切ならしめるため青森県東津軽郡平内町

理由



及び帯広市に少年院を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○高橋(等)國務大臣 法務省設置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案の改正点の第一は、法務省における定員規模の適正化をはかるため、法務省の職員定員を改めようとする点であります。

法務省におきましては、法務省設置法第十三条の十七において、その職員定員が定められているのでありますが、今回の改正は、これを、法務本省について九十八人増加しようとするものでありまして、右の人員は、すべて法務省における業務の運営の適正化をはかるための新規増員であります。なお、この増員は、法務局及び地方方法務局における登記事務の増加に対処し、並びに少年院を新設するため真に必要なを得ないものであります。

改正点の第二は、鈴蘭台学園の名称及び位置を変更するとともに、青森県東津軽郡平内町及び帯広市に少年院を新設しようとする点であります。まず、鈴蘭台学園の施設は、その老朽の度が高くないのみでなく、同学園の構内には公道が縦貫しており、さらに周辺地域一帯が近年住宅地として急速に開発されている等の事情にかんがみ、現在においては少年院の所在地として不適当な環境となつてまいつたのであります。そこで、政府といたしましては、早急に同学園の施設を他に新築すべく努力をいたしました結果、兵庫県加古川市所在の国有地の一部を新施設の敷地とし、近く少年院を開設し得る運びとなりましたので、同学園の位置を右加古川市に変更するとともにその名称を播磨少年院と改めようとするものであります。

次に、少年院における教化活動を充実強化して、非行少年に対する矯正教育を有効適切ならしめるため、少年院を増設する必要があると認められますので、青森県東津軽郡平内町及び帯広市に

新たに青森少年院及び帯広少年院を設けようとするものであります。

最後に、法務省設置法の別表の整理についてであります。村や町とする処分に伴い、法務局及び地方方法務局の名称、位置及び管轄区域を定めて同法の別表三について整理の必要が生じたので、所要の整理を行なうとするものであります。以上が、法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○河本委員長 運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。松浦運輸大臣。

運輸省設置法の一部を改正する法律案  
運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十九号中「及び海面」を「その他海面及び飛行場」に改める。

第二十八号の二第二項中第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 委託により、飛行場の工事を施行すること。

第三十八号第一項の表港湾審議会の部中「開港」の下に「及び管理」を加え、同表中「臨時鉄道法

運輸大臣の諮問に応じて鉄道に関する法制に」関する重要事項を調査審議すること。

第四十六号第一号中「含む」の下に「次号において同じ。」を加え、同条第二号中「海面」の下に「及び飛行場」を加え、同号を同条第三号とし、同条

第一号の次に次の一号を加える。

二 飛行場の建設、改良及び災害復旧に関する

国の直轄の土木工事に施行すること。

第四十七号第一項の表中「新潟県」を「新潟県長野県」、「東京都」を「東京都 埼玉県 群馬県」に、「茨城県」を「茨城県 栃木県 山梨県」に改め、「北海道」を「北海道」を「北海道 奈良県」に、「静岡県」を「静岡県 岐阜県」に改め、同条第二項を削る。

第五十五号の二第一項第一号中「関すること」の下に「(港湾建設局の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第八十三号の表中「一四、九六二人」を「一五、〇八五人」に、「六、〇三八人」を「六、〇八八人」に、「三二、五六一人」を「三二、七三四人」に改める。

附則  
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「及び海岸法」を「並びに海岸法」に改め、「海岸保全施設」の下に「及び飛行場」を加える。

理由  
飛行場の工事を円滑に実施するため運輸省本省の地方支分部局である港湾建設局に飛行場の建設、改良及び災害復旧に関する国の直轄の土木工事等を行なわせることとするとともに、同省の職員定員を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松浦國務大臣 ただいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

今回の改正の第一点は、運輸省の所管事務に、委託による飛行場の工事に係る事務を加えることとあります。

飛行場の工事は、特殊な技術と経験を要するものでありますので、地方公共団体等が飛行場を建設する場合、みずからその工事を実施することが

困難な場合が生じますので、そのような場合、必要と認めれば国が委託に応じられることとしたのであります。

改正の第二点は、港湾審議会に港湾の管理に關する重要事項を調査審議させることとあります。港湾審議会は、港湾計画等港湾の開発に關する重要事項を調査審議する機関であります。最近における港湾の急速な発展、港湾整備五カ年計画の改定等に伴い、港湾管理者の財政基盤の強化、港湾設備の効率的な使用の確保、広域港湾のあり方等、港湾の管理に關する諸問題についても検討する必要があるためであります。したがって、従前からの港湾の開発の問題とあわせてこれらの問題についても同審議会に調査審議をすることとしたのであります。

改正の第三点は、臨時鉄道法制調査会の廃止に伴う関係規定の整備を行なうこととあります。臨時鉄道法制調査会は、鉄道に関する法制に關する重要事項を調査審議するため昭和三十三年四月に設けられたもので、その存続期限は本年三月三十一日までとされておりました。同調査会は、充足以来二十数回にわたる審議を重ね、近くその審議を終える運びとなりましたので、このたび同調査会の廃止に伴い関係規定の整備をいたすこととしたのであります。

改正の第四点は、港湾建設局の所管事務に飛行場の建設、改良及び災害復旧に關する国の直轄の土木工事の施行に關する事務を加えることとあります。

飛行場の建設等の工事は、現在、航空局と航空保安事務所で行なっておりますが、地方支分部局である航空保安事務所は航空機の運航の安全に關する事務を主としております関係上、その工事の大部分は本省の航空局で行なっており、そのため、工事の実施に際しては、航空局に欠く状況であります。したがって、今回土木工事を専門に実施しております港湾建設局に、この飛行場の建設等の工事に關する事務を移し、所管事務の合理化をはかることにいたしましたのであります。これに伴

九

第一類第一号 内閣委員会議録第二号 昭和四十年二月四日

いまして、港灣建設局の管轄区域に若干の修正を加えることといたしました。

改正の第五点は、事務の円滑な処理をはかるため、運輸省の常勤職員の内員を三万二千五百六十一人から三万二千七百三十四人に改めることとしたこととあります。

このほか、空港整備事業の事務費を港灣整備勘定で経理するため、この法律案の附則で港灣整備特別会計法の一部を改正することとしたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○河本委員長 農林省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。赤城農林大臣。

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「茶原種農場」を「茶原種農場(さとうきび原原種農場)」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。  
(さとうきび原原種農場)  
第三十二条の二 さとうきび原原種農場は、さとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行なう機関とする。

2 さとうきび原原種農場は、鹿児島県に置く。  
3 さとうきび原原種農場の内部組織については、農林省令で定める。

第三十三条第二項の表中「大宮種畜牧場」大宮市を「白河種畜牧場」白河市に改め、同条の次に次の一条を加える。

(農林研修所)  
第三十三条の二 農林研修所は、農林省の所管行政に係る事務又は技術を担当する職員等に対し、その職務を行なうのに必要な研修(他の所掌に属するものを除く)を行なう機関とする。

2 農林研修所は、東京都に置く。  
3 農林研修所の内部組織については、農林省令で定める。

第九十一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員
本省	三〇、三二八人
食糧庁	二八、九一三人
林野庁	一、〇七八人
水産庁	一、八二一人
合計	六二、一四〇人

附則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定(茶原種農場)を「茶原種農場(さとうきび原原種農場)」に改める部分に限る。及び第三十二条の次に一条を加える改正規定は同年十月一日から、第三十三条第二項の表の改正規定は同年十二月一日から施行する。

2 食糧庁の定員は、改正後の第九十一条第一項の規定にかかわらず、昭和四十年九月三十日までの間は、二万八千九百十四人とする。

理由

農林省本省の附属機関としてさとうきび原原種農場及び農林研修所を新設するとともに、農林省の職員の内員を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○赤城國務大臣 ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案の提案の理由と改正の内容を御説明申し上げます。  
第一は、農林省本省の付属機関として、さとう

き原原種農場を設置することとあります。わが国におけるサトウキビの生産は、近年着実に増大する趨勢にあり、政府といたしまして、昨年制定された甘味資源特別措置法に基づき諸施策を講ずる等、その生産振興につとめている次第であります。しかしながら、サトウキビの病害のうち、被害の大きい矯化病の発生が最近わが国において確認され、サトウキビ作農家の経営に及ぼす悪影響が憂慮される実情にあります。この対策として、無病健全な優良品種の種苗を円滑に供給する体制をすみやかに確立する必要があり、このため、サトウキビの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行なう機関として、さとうきび原原種農場を設置することとしたのであります。

第二は、農林省本省の付属機関として、農林研修所を設置することとあります。最近における農林行政の高度化及び複雑化に對し、その円滑な運営を期するためには、これを担当する職員等に対し、常に新しい専門的知識及び技術を付与することが必要であると存するのであります。農林省におきましては、従来から農林省職員及び都道府県の農林関係職員に対する研修を実施してまいりました。これを統一的に実施する機関を有しなかつたため、必ずしも十分な効果をあげ得たとは言いがたいのであります。このため、農林省本省の付属機関たる農林研修所を設置し、農林省の所管行政にかかるとする業務または技術を担当する職員等に対し、総合的かつ効率的に研修を実施することとしたのであります。

その他、大宮種畜牧場の整備拡充をはかるため、同牧場を白河市に移転し、その名称を白河種畜牧場に改めるとともに、農林省の所掌事務の円滑な遂行に資するため、その職員の内員に所要の変更を加えることといたしてあります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○河本委員長 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。高橋國務大臣。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第五條中「五局」を「六局」に、「調整局」を「國民生活局」に改める。

第七條中第六号から第七号の二までを削り、第八号を第六号とし、同条第九号中「総合調整に関すること」の下に「(他局の所掌に属するものを除く)」を加え、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

(國民生活局の事務)  
第七條の二 國民生活局においては、左の事務をつかさどる。

一 國民の合理的な生活水準及び生活構造の策定並びに國民生活の安定及び向上に関する基本的な經濟政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

二 一般消費者の保護に関する基本的な經濟政策及び計画の総合調整に関すること。

三 生活環境の整備その他國民の日常生活の改善に関する基本的な經濟政策及び計画の総合調整に関すること。

四 物価に関する基本的な政策の企画立案及び総合調整に関すること。

五 長期經濟計画に関する関係行政機関の重要な政策及び計画であつて、國民生活の安定及び向上並びに物価に関するものの実施に関する総合調整に関すること。

六 國民生活研究所に関すること。

第十二條第一項中「三人」を「二人」に改める。  
第十四條第一項の表中國民生活向上対策審議会の項を次のように改め、國民經濟計算審議会の項を削る。

国民生活  
審議会

内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に應じ、国民生活の安定及び向上に関する基本的な経済政策及び計画等に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項につき内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べること。

第十五条中「五百八十人」を「五百九十一人」に改める。  
附則第三項を削る。

附則

- この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。
- 経済企画庁の定員は、改正後の第十五条の規定にかかわらず、昭和四十年九月三十日までの間は、五百九十二人とする。

理由

国民生活の安定及び向上に関する総合的な施策を強力に推進するため、経済企画庁に国民生活局を設置し、及び国民生活向上対策審議会を改組し、あわせて経済企画庁の職員を増加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○高橋(衛)国務大臣 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案におけるおもな改正点の第一は、経済企画庁に、新たに国民生活局を設けること、第二は、国民生活向上対策審議会を改組すること、第三は、経済企画庁の職員を増加することです。以下その内容の概略を御説明申し上げます。

まず、国民生活局の設置について申し上げます。わが国経済は、近年の著しい発展によって、産業構造の高度化、国際競争力の強化、所得水準の向上、雇用状態の改善など、目ざましい成果をあげてまいりました。しかしながら、他方この間において、ややもすれば、国民生活の質的な面がおろ

そかにされがちとなり、さらに、その向上を阻害するような諸事情も見られるようになっておるのでありまして、今後は、これらの阻害要因を積極的に取り除くのみならず、経済成長の成果が真に国民福祉の向上に結びつくよう強力な施策を推進すべきであると思われまします。

このような課題に対処していくために、この際独自の使命を持った国民生活行政が新しく展開される必要があると考えられます。この国民生活行政の理念は、経済発展と社会開発とを調和的、均衡的に推進し、完全雇用を達成し、所得の向上とその格差是正をはかるとともに、物価の安定、生活環境の整備、社会保障の充実などにつとめ、国民全体が豊かで合理的な生活を享受し得るような高度の福祉社会を実現することでありま

す。そのため、第一に、将来の合理的な国民生活の水準と構造を究明し、その実現のため、経済諸資源が適正に配分されるよう、各種の施策が果たすべき役割りと位置づけを行ない、総合的、計画的観点から施策の推進をはかっていくことが必要であります。

第二に、消費者物価の上昇や新製品の出現、販売競争の激化等による商品選択の困難、生活環境の整備の立ちおくれ等、国民の日常生活の面で保護ないし改善されるべき分野がきわめて多くなっておりますので、この面においても総合的観点から一般消費者の保護、生活環境の整備その他国民の日常生活の改善、物価の安定等の諸施策を積極的に推進し、国民の福祉向上に資することが必要であります。

このような考え方のもとに、各省の関係施策を調整し、その斉合性を保持しつつ、国民生活の安定及び向上に関する総合的な施策を強力に推進するため、経済企画庁に新たに国民生活局を設置しようとするものであります。

この国民生活局の設置につきましては、さきに第四十六回国会に総理府設置法等の一部を改正する法律案の一部として提案いたしましたのでありま

すが、臨時行政調査会の答申をもって再検討すべきものとして修正削除されました経緯にかんがみ、同答申との関係につき検討いたしました結果、同答申の趣旨は、国民生活局の構想と大筋において合致するものと思われましますので、前回家につき一部修正を行ない、一般消費者の保護に関する規定を独立させましたほかは、実質的に前回と同案といたしております。

次に、国民生活向上対策審議会の改組について申し上げます。

さきに御説明申し上げました国民生活局の設置に関連いたしまして、現行の国民生活向上対策審議会を改組して、国民生活審議会とすることにしたしております。その趣旨は、国民生活行政推進の要請に対処するための国民生活向上対策審議会の今後の使命にかんがみまして、臨時行政調査会答申の消費者行政評議会の構想等を考慮し、その性格にふさわしいものとしたものであります。

次に、定員の改正について申し上げます。

さきに御説明いたしました国民生活局の設置に伴いまして、経済企画庁の審議官一人を減らし、その定員を同局に振りかえるとともに、関係事務の充実を期するため、十一人の定員増加をいたしたいと考えている次第であります。

なお、本年十月一日からOECD駐在官一人を予定しており、これを外務省の定員に振りかえることといたしております。

以上のほか、国民経済計算審議会の存続期限が本年三月三十一日で満了することになっておりますので、同審議会廃止に伴う関係条文の整理をいたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○河本委員長 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案及び文部省設置法の一部を改正する法律

案、この両案を一括して議題といたします。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案  
科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

- 第十七条第四項中「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
- 内閣総理大臣は、航空宇宙技術研究所の事務を分掌させるため、所要の地に航空宇宙技術研究所の支所を設けることができる。

第二十四条中「千八百十四人」を「千八百六十人」に改める。

附則

- この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。
- 科学技術庁の定員は、改正後の科学技術庁設置法第二十四条の規定にかかわらず、昭和四十年九月三十日までの間は、千八百六十一人とする。

理由

航空宇宙技術研究所に支所を設けることができることとともに、科学技術庁の職員定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案  
文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の二」を「第二十七条」に改める。

第五条第一項第十五号中「及び国民体育館」を削り、同項第十七号の二を削る。  
第十条第一号中「国立西洋美術館」の下に、「国立

社会教育研修所」を加える。

第十条の二第五号を次のように改める。

五 削除

第十二条第一項第三号の二を削る。

第十三条第一項第四号中「並びに第二十七条の二に掲げる学校法人紛争調停委員」を削る。

第十四条中「第二十七条及び第二十七条の二を」及び第二十七条に、「国立西洋美術館」を「国立西洋美術館」に改める。

第十五条第一項中「国立西洋美術館」の下に「国立社会教育研修所」を加える。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

(国立社会教育研修所)

第二十条の三 国立社会教育研修所は、社会教育関係職員、社会教育に関する団体の指導者その他社会教育の關係者に対し、社会教育に関する専門的、技術的な研修を行なう機關とする。

2 国立社会教育研修所は、東京都に置く。

3 国立社会教育研修所の内部組織は、文部省令で定める。

第二十七条第一項の表私立大学審議会の項及び高等専門学校審議会の項中「及び学校法人紛争の調停等に関する法律(昭和三十七年法律第七十号)」を削り、同表中教科用図書検定調査審議会の項の次に次のように加える。

臨時私立学校振興方策調査会  
文部大臣の諮問に依りて私立学校の振興の方策に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関する事項を文部大臣に建議すること。

第二十七条の二を削る。

第三十一条の表中「八九、八〇人」を「九三、六〇九人」に、「八七、五二六人」を「九一、二七六六」に、「五四四人」を「五三九人」に、「九〇、三四四人」を「九四、一四八八」に改める。

附則に次の一項を加える。

11 第二十七条第一項の表に掲げる審議会等のうち、臨時私立学校振興方策調査会は、昭和四十年四月一日から昭和四十二年六月三十日まで置かれるものとする。

附則  
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項第十五号、第十条第一号及び第十条の二第五号の改正規定、第十四条の改正規定(第二十七条の二に係る部分を除く)、第十五条第一項の改正規定並びに第二十条の二の次に一條を加える改正規定は、昭和四十年七月一日から施行する。

2 文部省本省の定員は、改正後の文部省設置法第三十一条の規定にかかわらず、昭和四十年六月三十日までの間は、「九三、六一三人」とし、同年七月一日から同年九月三十日までの間は、「九三、六一〇人」とする。

理由  
本省に国立社会教育研修所及び臨時私立学校振興方策調査会を設けるとともに、文部省の職員の定員を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○河本委員長 趣旨の説明を聴取いたします。愛知国務大臣。  
○愛知国務大臣 たいだいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

改正の第一は、科学技術庁の付属機関である航空宇宙技術研究所に支所を設けることができることとするのであります。

同研究所は、航空技術及び宇宙科学技術の向上をはかるため必要な試験研究を行なうことを主たる任務とするものであります。近年における世界の航空技術等の急速な進展に対処して、わが国におけるこれらの水準を飛躍的に向上させるため、昭和四十年年度において、同研究所の拡充強化の一環として、垂直離着陸機の試験研究等を行なう実験所を支所として設けることといたしたく、

これに伴って所要の改正を行なうものであります。

第二は、科学技術庁の職員の定員を改めることでありまして、同庁の付属研究機関の強化をはかるため、定員を四十七人増加する一方、OECD日本代表部に新たに科学技術アタッシェ一名を派遣するための定員移しかえを行ない、差し引き四十六人の増加となり、新定員を千八百六十人に改めるものであります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。科学技術振興に対する皆さまの深い御理解によりまして、慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、文部省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立社会教育研修所及び臨時私立学校振興方策調査会を設けるとともに、文部省の職員の定員を改め、あわせてその他所要の規定を整備しようとするものであります。

まず、国立社会教育研修所の設置について申し上げます。

近年におけるわが国の産業経済の高度化、社会構造及び生活様式の変化等に伴い、国民一般に対する社会教育の必要性はいよいよ増大しつつありますが、このため特に、社会教育関係職員、社会教育に関する団体の指導者その他社会教育の關係者を養成確保するとともに、絶えずその資質の向上をはかることが緊要であります。

従来から文部省におきましても、社会教育主事研修、公民館主事研修、青少年団体指導者研修等の各種研修事業を実施し、社会教育関係職員等の充実につとめてまいりましたが、その一層の強化をはかるため、このたび、文部省の所轄機関として国立社会教育研修所を設置して、社会教育関係職員等に対し、専門的、技術的な長期の研修を行なうこととしたものであります。

次に、わが国学校教育における私立学校の占める地位の重要性にかんがみ、私立学校の健全な発展をはかるため、文部大臣の諮問機関として臨時私立学校振興方策調査会を設置することとし、私学経営の実態、各種の私学振興方策及びその方策が私立学校の性格あるいは運営に及ぼす影響等について十分に検討し、私立学校の特色を生かした効果的な私学振興方策について成案を得ようとするものであります。

なお、この調査会は、昭和四十年四月一日から四十二年六月三十日までの間、臨時に置くこととしております。

次に、国民体育館の国立競技場への出資及び学校法人紛争の調停等に関する法律の失効に伴い、所要の規定を整備することといたしております。

次に、文部省の職員の定員につきましては、国立大学及び国立高等専門学校の新設、学部、学科の新設、拡充及び学年進行等による教職員の増員並びに国立青年の家の新設等による職員の増員を必要としたのであります。また、文化財保護委員会におきましては、平城宮跡の発掘調査に関する職員の増員と姫路城の修理工事の終了に伴う職員の減員を必要といたします。

以上による増減の結果、文部省の職員の定員は、昭和三十九年度の九万三千四百四十四人に三千八百四十八人を加え、合計九万四千四百八十八人といたしましたのであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○河本委員長 皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。臼井総理府総務長官。

皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案  
皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律

(皇室経済法の一部改正)  
第一条 皇室経済法(昭和二十二年法律第四号)

の一部を次のように改正する。

第六条第三項第四号に次のただし書を加える。

ただし、成年に達した者に対しては、定額の十分の三に相当する額の金額とする。

(皇室経済法施行法の一部改正)

第二条 皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「五百十万円」を「六百二十万円」に改める。

附則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

理由

独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王のうち成年に達した者に対する年額による皇族費の額を実情に沿うように改めるとともに、皇族費の定額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○白井政府委員 ただいま議題となりました皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

まず、皇室経済法の一部改正についてであります。

独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王に対する皇族費の年額は、現在同法第六条第三項第四号により、年齢には関係なく、一律に定額の十分の一に相当する額の金額となっておりますが、これらの方々が成年に達せられますと、宮中行事をはじめ内外御交際、各種行事への御出席等公的な諸行事に参加をされる例となっており、このため、未成年のときに比べ、接遇、御会食、服装関係等に要する費用が著しく増加することになります。よって、独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王のうち、成年に達した方に対する皇族費の年額を定額の十分の三に相当する額の金額に改定いたしたいと存じます。

次に、皇室経済法施行法の一部改正についてであります。

皇族費の定額は、同法第八条により、現在五十万円となっております。これは、昨年四月に改定されたものであります。最近における皇族の内外御交際の増加に伴う経費の増大及び一般経済生活の上昇並びに宮家職員の給与の引き上げに必要な経費等を考慮し、その定額を六百二十万円にいたしたいと存じます。

以上が、この法律案のおもな内容及びこれを提案いたしました理由であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○河本委員長 次会は、来たる九日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。  
午前十一時二十八分散会





昭和四十年二月八日印刷

昭和四十年二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局